

予算常任委員会議事録

(令和3年12月16日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年12月16日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 森田 忠彦 副委員長 藤井千代美
委員 斧田 秀明 建石 良明
西田いく子 辻本 博之
村井 浩二 中村 直幸
山田 強
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 藤原 幹 秘書政策課長 東條 信也
教育長 勝良 憲治 総務財政課長 辻本 知也
政策総務部長 小角 孝彦 子育て支援課長 小路 展裕
まちづくり推進部長 村上 正規 いきいき健康課長 松井 靖
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第45号 令和3年度太子町一般会計補正予算(第10号)

午前 9時30分 開会

○森田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）の1件でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業の内容を急遽変更させていただきましたが、議会におかれましては迅速に対応いただきまして、ありがとうございます。この後、ご審議をいただきますが、何とぞよろしくご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○森田委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。これより委員会を開会いたします。直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）、本件について説明を求めます。

○子安健康福祉部長 おはようございます。

議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）につきまして内容のご説明を申し上げます。なお、本補正予算につきましては、健康福祉部のいきいき健康課及び子育て支援課に係るもののみとなっております。そうしたことから、私のほうより説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、本補正予算に含まれます子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、この間の政府の方針変更を受けまして、10万円を一括して年内に支給開始する内容に変更して予算を編成させていただいております。変更点は給付する金額の変更に伴うもののみで、基本的にはその他に変更はございません。

本来であれば変更点について、事業内容を説明した上で本委員会にてご審議いただくべきところ、この間の急な方針変更に伴い、時間的にご説明するいとまがなかった点につきまして、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の予算の総額でございます。本補正予算では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千784万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億7千987万6千円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございますが、恐れ入りますが、4頁の第2条債務負担行為補正の表をお願いいたします。ご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務委託事業といたしまして、本補正予算を歳出予算にも計上いたしております3回目接種に係るワクチン接種委託料に関して、令和3年度中に令和4年9月までを期間とする契約を締結することとなることから、令和2年度に必要なワクチン接種委託料を債務負担行為として計上するものでございます。なお、期間といたしましては令和4年度、限度額は2千864万4千円を計上いたしております。

続きまして歳出予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の10頁、11頁をお願いいたします。

掲載順に説明を申し上げます。3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額2億1千49万6千円は、事業別区分10の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で、同額の2億1千49万6千円の増額、これは新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子どもたちへの支援として一定の所得制限を設けた上で、ゼロ歳から高校3年生に相当する年齢の子どもたちを対象児童として、保護者等に支給される子ども1人当たり10万円を児童手当の仕組みを活用して年内に支給を開始するため、18節負担金補助及び交付金で子育て世帯への臨時特別給付金2億1千万円や、支給事務に要する経費として職員の時間外勤務手当24万円のほか、消耗品などの需用費を7万円、また、今回の支給額変更に係る通知の郵送に係る郵便料7万6千円及び電算処理委託料11万円を計上いたしております。なお、金額変更の通知につきましては、現在作成作業中であり、でき次第、議員の皆様にも見本を連絡ボックス等にて配布させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4款でございますが、衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額3千

734万8千円は、事業別区分10の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、同額の3千734万8千円の増額、これは住民への新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種に要する経費として、ワクチン接種コールセンターや集団接種会場で運営に当たるスタッフとして従事していただく会計年度任用職員の配置に要する経費といたしまして、1節報酬で会計年度任用職員報酬445万5千円のほか、4節共済費で社会保険料71万9千円を計上いたしております。

また、集団接種会場での会場運営業務に従事する正職員の時間外勤務手当225万3千円及び管理職特別勤務手当42万5千円のほか、会計年度任用職員の期末手当53万6千円を、3節職員手当等で324万4千円を計上いたしております。

次に、10節需用費では、各種事務用品や集団接種会場で使用する消毒用アルコール綿などを消耗品費として160万7千円計上いたしているほか、11節役務費では3回目追加接種のための接種券等の郵送料88万9千円、及びコールセンターの電話料を12万円計上いたしております。

更に12節委託料では、予防接種履歴を市町村間や個人がマイナポータルで閲覧、確認できるように情報連携するための電算機器プログラムの変更委託料49万5千円や、集団接種に係る役場駐車場整理業務委託料181万5千円、接種券付き予診票の作成及び封入封緘委託料として102万8千円に加え、本町住民に3回目接種を行った医師会や各医療機関へのワクチン接種委託料2千217万6千円などを計上いたしております。

このほか、予防接種健康被害調査委員会に要する経費として委員報償費や委員旅費のほか、これまでの集団接種と同様に、ワクチン接種会場までの福祉タクシーの利用に対する助成として、18節負担金補助及び交付金のワクチン接種会場移動支援事業補助金37万円と、次の頁、12、13頁をお願いいたします。

右頁の一番上でございます。ワクチン接種会場までの路線バス等運賃補助金7万5千円を計上いたしております。

続きまして歳入でございます。

恐れ入ります。8頁、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、補正額2千217万6千円の増額、これは歳出でご説明いたしました新型コロナワクチン接種体制確保事業のうち、医師会や医療機関等に支払う予防接種委託料に対する国庫負担金で、1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を歳出の予防接種委託料と

同額の2千217万6千円計上いたしております。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額2億1千302万7千円の増額、2節児童福祉費補助金2億1千302万7千円の増額は、歳出の子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る需用費等の事務費に対する補助金として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金を302万7千円、給付金本体に対する補助金として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金を2億1千万円計上いたしております。

なお、児童福祉費補助金2億1千302万7千円が、歳出の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の補正額を上回っている点につきましては、補助金の対象となる給付金の給付に要する事務費の一部を既存予算の流用にて対応したことによるものでございます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金事業の補助割合は10分の10で、全額国庫補助金により財源を措置いたしております。

次に、3目衛生費国庫補助金、補正額1千517万2千円の増額、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のうち、予防接種委託料以外のコールセンターや集団接種会場に配置する会計年度任用職員に係る経費や、駐車場整理業務の委託料のほか、接種券の封入封緘委託料や郵便料などの接種体制確保事業に対する補助金として、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を1千517万2千円増額するものでございます。

最後に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額253万1千円の減額は、本補正予算に係る財源調整のために、1節財政調整基金繰入金を253万1千円減額いたしております。

議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）の説明につきましては以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○森田委員長 ただいま歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回の補正というのはあくまでも3回目というふうなことでよろしいのでしょうか。今、まだ今まで受けていなかった方のために、金剛病院で接種のほうは続いて

いるかと思うんですけど、そこら辺の関係を教えていただけますか。

○松井いきいき健康課長 委員のおっしゃるとおり、あくまでも3回目の接種の分ということになります。

それと、3回目の3月31日までの追加分の費用を計上させていただいています。4月以降につきましては、新年度予算、当初予算でまた計上させていただくような予定になっております。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 急なことで、本当に政府に振り回されたと思うんですけども、住民の方にとっては一括で10万円という方向に動いてくれたことはありがたいことだと思っています。この補助金も歳入で入れていますけれども、どうぞ自治体でご自由という中で、これはすぐに入ってくるんですか。そこはちょっと財政調整基金でしばらくは動かすという形になるんですか。

○小路子育て支援課長 歳入なんですけれども、給付金については中学生以下の分の9割が補助金として年末までに入ってくる予定としております。あと事務費については全額年末までに入ってくる予定をしております。

○西田委員 その差額分は太子町のお金を使って賄うということですね。

○小路子育て支援課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○西田委員 そういうことで、5万円を出してクーポンにしようかなとか、5万円を出して5万円を現金にしようかなとか、政府が方針転換をする前は様々なことがあったんですけども、10万円出しますと言ったところもありますし、もう一つ進んで所得制限を取り払って出しますというところもあったんですが、太子町はそこまではいかない。もし所得制限ではじかれた人もいると思うんですけども、それが大体どれぐらいかもし分かっていたらすいませんが教えていただけますか。

○小路子育て支援課長 ご質問の内容なんですけれども、大体140人ぐらいで、金額でいきますと1千500万円ぐらいになります。

○西田委員 その方に、太子町の140人でしょう、出そうかなというそういう議論はありましたか。

○小路子育て支援課長 一応、こちらのほうは、大阪府の中で岬町が所得制限なしという形の部分でなった時点で、理事者側と相談はさせていただいたんですけども、町としても今のように、今回の給付金を含めたコロナの支援策についてなんですけれども、い

ろいろな家庭があって、報道機関の世論調査とかで所得制限を設けることであまり設けないほうがいいということの意見が多かったということで、私どものほうとしてはその国の基準のところのほうにさせていただくようにさせていただきました。

○子安健康福祉部長 若干補足のほうをさせていただきます。今回の給付金につきましては、その目的がコロナ禍の影響を受けている子どもたちを応援することというような趣旨となつてございます。そういったことから、考え方によっては当然親の所得に関係なく全ての子どもが影響を受けているから、その子どもたち全てに支給すべきではないのかと考え方があるのは一定承知はさせていただいております。

しかしながら、今回の給付金を含めまして、これらのコロナの支援策等々につきましては、やはり真に必要な方々に必要な支援をしていくということが本来の姿であるのではないかというようなことも考えております。また、課長のほうも申し上げておりますように、国においても、この間所得制限を設ける、設けないの議論をされておりました。その議論の推移でありますとか、同様に、報道機関等で世論調査といいますか、アンケートなんかを行っております。その中でもやっぱり一定程度所得制限を設けるべきではないのかといったような声があったといったことなどから、本町といたしましても、所得制限を設けることについては一定程度合理的な考え方であるのではないかということから、今回所得制限を設ける国のやり方に準じた形でこの給付を行いたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○西田委員 1人の人の収入が超えていたらとか、合算だったら本当だったらもっと多いのとか、子どもが多ければ多いほど何となく損するのと違うのかとか、いろんな所得制限の中でも、どこかおかしいのと違うかなというところもあったんですが、国がそのまま出してきたので、それを受けてということ、それでも出そうかなと考えていただいたことはありがたいかなと思うんですけども、太子町としてはこの140人が本当に所得が高い人たちかどうかということも分かっての話だと思いますので、140人掛ける10万円が多いのか少ないのか知りませんが、またそれだけではなくて、ほかの真に必要な人に届ける施策はほかにあるかもしれませんので、ここに限らず今後も考えていただけたらと思います。

それと、これは9月30日が基準日ですね。これは本当にレアなケースだと思うんですけども、10月以降に離婚した人が、元夫に振り込まれる可能性はあるんでしょう

か。

○子安健康福祉部長 今ご指摘いただきました9月30日以降に離婚されたケースでございます。ご指摘いただいていますように、今回の給付金につきましては9月30日が基準日であると。その時点でどうだったかというところから、給付の受給者の先を決める判断要因になってくるということから、10月1日以降に仮に離婚された、そういったケースにつきましては、やはり元々の30日の状態の際の子どもを監護されている方に支給されるというのが基本原則だと考えております。

しかしながら、9月30日まで円満な家庭生活を送っておられながら、10月1日になって突如として離婚されるというケースは、ほぼないと思います。といいますのは、10月1日に離婚されるというようなケースの場合には、それ以前にも別居されているケースであるとか、あるいは離婚の協議なんかをされているケースがございます。そういった場合につきましては、児童手当の考え方と同様になるんですけれども、その時点で仮に別居されて離婚協議中であれば、お子さんの監護をされていた方に支給されるというのが児童手当の考え方になりますので、そういった形になるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西田委員 中々どなたがということが分からないと思うので、またもう一回10万円に変えるということで送付するのでしたら、少しそういうことも付け加えてもらいたいと思うんです。円満ではなくてもまだ話ができれば、それでも私のほうに子どもがいるのだから振り込んでよという話もできるかもしれませんが、一番心配しているのはDVで、前の10万円のときもあったと思うんですけれども、そういう人たちに本当に生活が大変だと思いますので、きっちり届くようにちょっと詳しく見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 確認なんです。給付金の案内チラシはいつ発送されて、それと振込の期日が12月24日、これには変わりはないということで理解してよろしいでしょうか。

○小路子育て支援課長 給付金の発送の分なんですけれども、12月9日に発送させていただきました、給付の支給日については12月24日を予定しております。当初は5万円を24日でさせてもらっていたんですけれども、10万円にしても24日で給付させていただく予定にしています。

○子安健康福祉部長　　すいません、ちょっと前後した説明で分かりにくかったと思います。当初、5万円の給付を予定しておりました。前回の全員協議会の際にもご説明を若干させていただいたかと思いますが、このまま国の動きを待っていると年内給付が苦しくなるというのが、一定の5万円でも要らないという方の返信を待たないといけない、その期間を取らないといけないということから、5万円の給付のご案内を12月9日に発送しないと間に合わないというところで、前回の全員協議会の際にはもう待てないということで、5万円で動かさせていただきました。

今回国の方針転換を受けて、変更させていただいた結果、10万円給付させていただくということで、前回出させていただいている5万円のご案内につきましては、金額を変更する旨のご案内を更に出す予定をいたしております。現在作成中で、週明けには出せるかなというような感じで今作業のほうは進めております。再度になりますが、当初から、最初の振込を12月24日に予定をしておりましたが、その24日の日程については変更はないということで作業のほうを予定しております。

○村井委員　　12月24日に振込ということなんですけど、これは年末年始の時期に関わると思うんですけど、問合せの窓口というのはもちろん現場のほうで、ということは24日以降に住民さんからの相談というのは、年末年始はかちっとお休みになられるということによろしいんですかね。

○小路子育て支援課長　　役所の開いているときで、年末年始の休暇のほうは28日から1月3日までは休みになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○子安健康福祉部長　　今回振込のほうを第1回目を12月24日に予定していると。なぜ12月24日なのかという点につきましては、当然、今回の給付金につきましても住民さんの立場というか、利便性を考えて一日も早くという視点で12月24日に決定させていただいておりますが、今委員のご指摘のあったように、24日に実際に口座の番号が間違っているであるとかいったことで振込ができていない、そういった場合の対応等も考えて、28日以降、29日以降ですね、失礼しました。29日以降の役所がお休みになる前に一定の期間を取って、その間に不測の事態が起きれば対応できるように、そういった意味も含めて今回12月24日に振込と。一義的には一日も早くということですけれども、そういった意味も込めて、24日というふうに決定させていただいているところでございます。

以上です。

○村井委員 私も前回のときでも議員としてご相談を受けるということがあったので、その辺も年末はやっぱり御用納めまでに相談に行くなり何なり手続きのところでは変更点があるのだったらというような案内をさせてもらわなあかん。もしくはチラシでそういうようなところは気をつけてくださいということは啓発していただけたらということでは思っているんです。これはいろいろ世間をにぎわしていろいろどうなっているのかというようなことで地方自治体が振り回されているみたいな状況になっているんですけれども、そもそもこれは法定受託事務なのか自治事務なのか、どちらなんですかね。

○子安健康福祉部長 今回の私ども地方の市町村が行う事務につきましては、法定受託事務に該当しない事務ということになりますので、基本的には自治事務というふうに理解しております。

○村井委員 それとワクチンのほうで、これは3回目ということで、私の周りにも3回目接種ということにすごく不安を感じられている方が複数いらっしゃいまして、1回目、2回目で太子町の住民さんに限ったということにしておきまして、1回目、2回目でワクチンの重度の副反応の事例があったのかということをごちょっと教えていただけますか。

○松井いきいき健康課長 今回の予算のほうに接種事項調査委員会の委員の予算を計上させていただいているんですけれども、こちらのほうは、今まで1回目、2回目で重度のそういった事故がありませんでしたので、申請もありませんでしたので、今のところ使用することはないというような形にはなっております。

ただし、全国的に見ましたら、大体今のところ接種被害の認定が300人弱ぐらいの件数が上がっているというようなことを聞いております。ただ幸いなことに太子町のほうでは、また富田林医師会の管内ではそういった重大事故というのは発生しておりません。

以上でございます。

○村井委員 ワクチンはファイザー製のワクチンということによろしいのでしょうか。

○松井いきいき健康課長 ワクチンなんですけれども、一応今のところ私どもが考えておりますのが、できるだけファイザー製ワクチンのほうをやっていきいたいというふうに考えております。ただ、ワクチンの供給量との兼ね合いがありまして、どうしてもモデルナのワクチンを使用しなければならない、必要量としてモデルナのワクチンも入ってくるというようなことも想定はされております。その際には、どちらか選べるような形を

取っていきたいというふうに思っておりますが、今のところ、取りあえずはファイザー製のワクチンでいきたいというふうには思っております。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 ちょっとお聞きしたいんですが、先ほどのゼロ歳から15歳までの児童手当制度での12月24日の入金、それ以外で高校生の16歳、17歳、18歳の方々は一番早く申請して一番早いのはいついただけるのか、教えてください。

○小路子育て支援課長 申請が、一応こちらのほうから申請のほうの送付のほうを12月の下旬に送らせていただくようになっていますけれども、その後審査させていただきまして、1月27日を予定しております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 すいません、3回目の接種をしていくということですが、今度また振出しに戻って65歳以上から始まっていくと思うんですが、それは2月ぐらいに開始になるの。それでいくと、駐車場がまだ使えませんよね。多くの方が歩くのが困難だったら福祉タクシーやバスを利用するかと思うんですが、ご高齢の方が一方通行、裏から入ってきての駐車となると、また混乱しないかなと思うんですが、その辺りの安全対策は、これ以上のことはしないのか。絶対3月末までは通れないんですよ。

○松井いきいき健康課長 まず接種に来られる方の安全確保という面でございます。1、2回目打っていただいた際に、1日150人を基本で打っていただきました。その際に駐車場のほうも混乱なく収まっております。最終に1日当たり180人というような形で打っていただいた日もございます。その際に、今の形状で一方通行になっておったような状態になっていますけれども、その際も警備員のほうを配置させていただきまして、問題なく接種のほうを完了しているところでございます。同じように3回目につきましても、警備員の数をきちっと配置させていただきまして、安全面を考慮させていただきたいと思います。

また、介護タクシー等、そちらについても1、2回目と同様、利用される際には補助をさせていただくというような形を考えております。

以上でございます。

○西田委員 事故なくお願いしたいと思います。私は一方通行のほうからコスモスを曲がって入ってくるんですけど、あそこのさくら町会だったっけ、あそこから出てくる車が

真っすぐぴゅっと出てくるんです。よく見たら白線がないですし、このことはこの期間だけに限らず、これからの交通安全を思ったら、今一度そこの白線のところは引いておいてもらいたいと思うんです。本当にコスモスのところから役場から出てくる車と入ろうとする車も中々難しく、よくガッチャンコもしていますし、そっちのほうも少し配慮していただけたらと思います。

ということで、またこれからずっと隔週か何か、どういうふうにしていくのかちょっと分かりませんが万葉ホールを使うということで、私たちもワクチン接種の間に万葉ホールは何回か借りることがあったんですが、全面的に使えないということもあったではないですか。そういうこともお知らせ、万葉ホールは住民さんが使いやすいようにと今回いろいろ考えて条例も出ましたしと思うと、町のことだけに使っているのではなくて住民さんを優先にと言いつつも、これも大切なことですので、そういうのでご不便をおかけしますよみたいなのを広報か何かでお知らせしていただけたらと思いますので、要望しておきます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○森田委員長 ないようでございますので、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○森田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○森田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算(第10号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

午前10時05分 閉会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 森 田 忠 彦